

学校いじめ防止基本方針

熊取町立東小学校

制定 平成26年3月14日

最終改定 令和7年4月11日

はじめに

近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化する中で、いじめの問題についても多様化するとともに、より複雑になり深刻化する傾向にあります。例えば、SNS等新しいコミュニケーションツールの急速な普及は、人間関係構築の方法を多様化させ、保護者や教職員の認知が困難なネット上のいじめが発生し、社会問題となっています。

大阪府では、これまでも、いじめは「重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない」「いじめられた児童生徒の立場になって取り組み、速やかに解決する必要がある」という考えのもと、「いじめ防止指針」をはじめ、「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」「いじめ対応プログラム実践事例集」「いじめ対応マニュアル」「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」「5つのレベルに応じた問題行動へのチャート」をとりまとめ、様々ないじめ防止対策に取り組んできました。

平成25年6月28日、「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行されました。この法律は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や対策について定められたものです。

今般、平成29年3月に国の方針が改定されたことから、大阪府においても「大阪府いじめ防止基本方針」が改定されました。また、平成30年2月に「熊取町いじめ防止基本方針」が改定されました。そこで、本校として「熊取町いじめ防止基本方針」の趣旨に則り、「学校いじめ防止基本方針」の改定を行うこととしました。

「学校いじめ防止基本方針」は、教職員がいじめの問題を個々で抱え込まず、いじめの未然防止や早期発見等の取組みを学校が組織として一貫して行うべきであると明記しました。また、いじめが生起した時の学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童はもちろんその保護者にも、安心して学校生活を送ることができるとともに、いじめの加害行為の抑止にも役立てることとしました。さらには、加害者への成長支援の視点を基本方針に位置付けることにより、その支援につながる取組みも進めることとしています。

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うこととし、学校と保護者の連携を密にするとともに、周囲の児童に対する必要な指導も組織的に行っていきます。

この基本方針に基づき、学校・家庭・地域及び関係機関等が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組んでまいります。

I いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条には、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があり、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければなりません。

例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

そして、具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

好意から行った行為が意図せずに関手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、「いじめ」であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要です。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取る必要があります。

2 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめ

は、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要です。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

3 いじめ防止等に関する措置

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあります。いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大切です。

しかし、未然防止の取り組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難なことです。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要です。

そのためには、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気付く力を高めることが必要です。

また、子どもたちが、気がねなく相談できる環境を整えとともに、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことも大切です。

Ⅱ いじめ防止のための施策

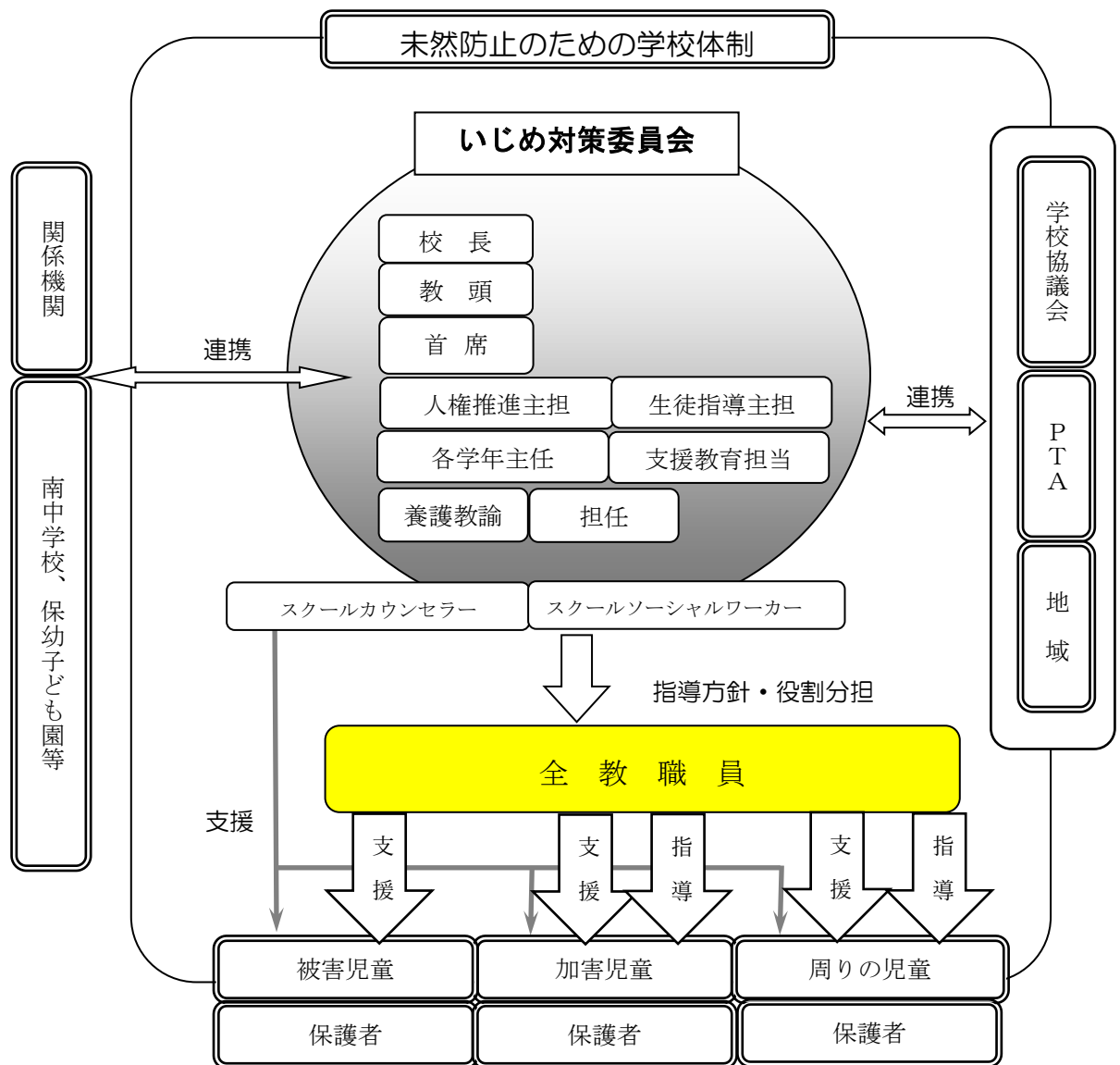
1 いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ対策委員会

(2) 構成員と組織図

校長、教頭、首席、生徒指導主担、各学年主任、養護教諭、人権教育推進主担、支援教育担当、担任、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー



(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 年間計画

以下のとおり実施する。

東小学校 いじめ防止年間計画							
月	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	学校全体
4	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知 家庭訪問	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知 家庭訪問	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知 家庭訪問	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知 家庭訪問	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知 家庭訪問	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知 家庭訪問	第1回いじめ対策委員会 地区なかよし会 児童理解のための会議 PTA総会にて「学校い じめ防止基本方針」につ いて趣旨説明
5	校外学習(遠足) (学活) いまど んなきもち 児童生活アンケ ート調査	校外学習(遠足) 児童生活アンケ ート調査	校外学習(遠足) (道) 友だち屋 (道) 教えてあ げる? 持ってあ げる? 児童生活アンケ ート調査	校外学習(遠足) (道) みんな待 っているよ 児童生活アンケ ート調査	(道) みんな、お かしいよ! 児童生活アンケ ート調査	児童生活アンケ ート調査	学校だよりにて「学校い じめ防止基本方針」につ いて趣旨説明
6	音楽集会 (道) みんない きてる	音楽集会	図書館見学(パ リアフリー見 学) 音楽集会	CAPプログラ ム 音楽集会	校外学習(遠足) 音楽集会 生命の安全教育	校外学習(遠足) 音楽集会 (道) 泣き虫	児童生活アンケート集計 および対応
7	保護者懇談	保護者懇談	保護者懇談	保護者懇談	非行防止教室 消費者セミナー 保護者懇談	非行防止教室 保護者懇談	
8							
9		(道) クラスの 大へんしん		みんな同じだっ たら (道徳)	LGBTQ の理解学 習	(道) この胸の 痛みを 修学旅行 (総) 権利の熱 気球	第2回いじめ対策委員会 ピンクしばっぴ一週間
10	児童生活アンケ ート調査 昔遊び交流会	児童生活アンケ ート調査	児童生活アンケ ート調査	児童生活アンケ ート調査	林間学校 児童生活アンケ ート調査 アイマスク体験 稲刈り体験	児童生活アンケ ート調査 (道) コスモ スの花	
11	校外学習(遠足) (道) 二つのこ と	校外学習(遠足) (生) フルズパー ティー 九九教室(5年 との交流) 手話体験	校外学習(遠足) (道) よわむし 太郎	校外学習(遠足)			児童生活アンケート集計 および対応 運動会
12	保護者懇談 (道) 世界の子 どもたち	保護者懇談	(学活) お楽し み会をひらこう 保護者懇談	保護者懇談	九九教室(2年 との交流) 保護者懇談	(総) 障がい者 理解 保護者懇談	
1	(学活) あなたの ことおしえて ね 児童生活アンケ ート調査	児童生活アンケ ート調査	児童生活アンケ ート調査	児童生活アンケ ート調査	スマホ講座 発達障がい・知 的障がいに関す る理解教育「見 えない障がいに ついて」 児童生活アンケ ート調査	児童生活アンケ ート調査	第3回いじめ対策委員会
2		赤ちゃん教室				(社) 日本とつ ながりの深い 国々	児童生活アンケート集計 および対応
3	保幼小交流会						第4回いじめ対策委員会

(5) 取組み状況の把握と検証（PDCA）

月に1回、生徒指導推進委員会を開催し、児童の問題行動等の情報共有やいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証などを行い、全教職員で共通理解を図る。いじめ対策委員会は、取組みが計画どおりに進んでいるかの確認、必要に応じた計画の見直しなどを行う。

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

ア 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが重要です。

とりわけ学校では、児童が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育んでいくための取組みを、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動などの機会を通じて、総合的に推進していきます。

(2) いじめの早期発見

ア 小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。小さな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持つことが何より大切です。

そして、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えなければなりません。

イ 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。

(3) いじめの対処

ア 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先です。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことが重要です。その上で、いじめたとされる児童に対して事実関係の確認を行います。

学校では、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用するなど、学校の設置者や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していきます。

イ いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示す必要があります。いじめた児童には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えなければなりません。また、この際、大切なことはいじめた児童の保護者との連携です。事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めてまいります。

いじめた児童自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ

たり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合があります。

いじめた児童が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、成長支援の観点を踏まえ規範意識や社会性を育成していかなければなりません。また、必要に応じて警察や福祉機関との連携による指導を行います。

ウ 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした児童の中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいます。いじめを受けた児童の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければなりません。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている

「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童にとっては孤独感や孤立感を強める存在であること理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要です。

(4) いじめの解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければなりません。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視しなければなりません。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。学校は、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要があります。

Ⅲ 重大事態への対応

1 重大事態の意味について

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起こっています。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないよう対策を講じることが必要です。

そのため、本校は、より客観的な調査を行えるよう、町及び町教育委員会をは

じめ、関係機関と連携、協力する体制を整備します。

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合
(例)・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合
相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに町教育委員会に報告します。

いじめ対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いのある事案に関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要です。

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談しなければなりません。

事案に対応する際には、各教職員がいじめの対応に係る記録を残し、学校の対策組織に報告します。また、学校は、報告すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確化しておきます。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

町教育委員会の指導・支援のもと、いじめ対策委員会が調査を行い、調査結果を速やかに町教育委員会に報告します。また、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

(2) 町教育委員会が主体となって調査を行う場合

町教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。また、町教育委員会の指示を受け、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

【調査結果の報告及び提供】

○調査結果は、速やかに報告を行います。学校が主体となって調査を実施した場合は、町教育委員会を通じて町長に報告します。また、町教育委員会が主体となった場合も、町教育委員会が町長に報告します。

また、学校または町教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

関連資料

◆大阪府いじめ防止基本方針

http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/ijime_boushi_bp/index.html

◆熊取町いじめ防止基本方針

<https://www.town.kumatori.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/8/kihonhoushin.pdf>